

南瀬谷小学校いじめ防止基本方針

策定日 平成26年3月

改定日 令和5年3月

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義(いじめ防止対策推進法より)

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への疎外要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

2 「南瀬谷小学校いじめ防止対策委員会」の設置

(1) 委員会の構成員

校長、副校長、児童支援専任、教務主任、主幹教諭、各学年児童指導部員、養護教諭とする。

※必要に応じて担任等、学年主任、学校カウンセラー、スクールソーシャルワーカーの参加を求める。

(2) 委員会の運営

「南瀬谷小学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回定期的に開催する。また、いじめの疑いがある段階で、直ちに「南瀬谷小学校いじめ防止対策委員会」を開催する。

校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。会議録の保存期限は、認知日から丸5年保存した年度末までとする。

会議録のほか、「いじめ認知報告書」「いじめ記録用紙」「いじめ解決一斉キャンペーン」「教職員・スタッフ見守りシート」「同 集計表ファイル」以上5点を校長室にて保存する。

(3) 委員会の活動内容

①未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ・南瀬谷小学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童及び保護者に周知

②早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報の窓口の設置
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題校行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめ(「疑い」を含む。)を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実確認の把握といじめであるか否かの判断
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

③取り組みの検証

- ・南瀬谷小学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正

- ・南瀬谷小学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・南瀬谷小学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と南瀬谷小学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCAサイクルの実行を含む。）

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

(1) いじめの未然防止

いじめはどの子にも起こり得るという事実を踏まえ、未然防止のために具体的に以下の取り組みを行う。

- ・児童の主体的な取り組みへの支援(係活動、委員会活動、クラブ活動、代表委員会等)
- ・授業づくり、集団づくりの具体的な取り組み
- ・人権教育、道徳教育の推進
- ・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の活用

(2) いじめの早期発見

- ・いじめの定義理解を含む教職員への研修
- ・いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくり（教科担任制、児童支援専任による見守り、情報共有の推進）
- ・記名式いじめアンケート（5月）といじめ解決一斉アンケート（11月）の実施
- ・個人面談（7月と12月）の実施と授業参観・懇談会での情報交換の実施
- ・インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育の推進
- ・保護者、地域、関係諸機関との連携

(3) いじめに対する措置

- ・被害児童、加害児童への双方からの早期事実確認
- ・南瀬谷小学校いじめ防止対策委員会での情報共有、対応方針の決定、記録
- ・被害児童及び保護者への支援、加害児童及び保護者への指導・支援
- ・保護者の協力、警察署等関係機関との連携

(4) いじめの解消

いじめの解消の要件は少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある

- ① いじめの行為が少なくとも3カ月止んでいること
- ② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

(5) 教職員への研修・情報交換

児童の心理や、行為・行動の背後にある子ども同士の人間関係をとらえる教職員の能力を高めるために、児童理解研修を行う。

また、児童理解を深めるためや、対応の成果や課題を共通理解するための情報交換を行う。

(6) 地域等との連携

連合自治会町内会、地区社会福祉協議会、民生児童委員協議会、学校運営協議会、南瀬谷中学校区学校家庭地域連携事業実行委員会、放課後キッズ・学童なかよしホーム等との情報交換と連携を行う。

(7) 取組の年間計画(次のページ参照)

4 重大事態への対処

いじめ対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。学校は、重大事態が発生した場合(疑いを含む)は、直ちに教育委員会に報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う(PDCAサイクル)。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

3(7) 取組の年間計画

| | 教職員の活動 | 児童の活動 | 保護者への活動 |
|-----|---|---|------------------------|
| 4月 | ○いじめ防止基本方針についての研修 【いじめ防止対策委員会】 ○いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくり（情報共有の推進） ○いじめ対策に関わる共通理解 ○児童に関する情報交換【職員会議】 | ○クラス分け・クラスのルール作り 【学級活動】 ○行事を通じた人間関係作り 【校外学習⑥】 ○登校班の集い ○挨拶を通じたコミュニケーション | ○保護者との情報交換 【学級懇談会】 |
| 5月 | ○児童に関する情報交換【職員会議】 | ○行事を通じた人間関係作り 【南小オリンピック】 ○記名式いじめアンケート調査 | ○いじめ対策についての周知 【お便り】 |
| 6月 | ○児童に関する情報交換【職員会議】 ○配慮を要する児童の共通理解 【児童指導全体会議】 | ○行事を通じた人間関係作り 【校外学習①②③】【宿泊体験学習⑤】 ○YP（横浜プログラム）アンケート実施 ○横浜子ども会議・平和スピーチコンテスト | |
| 7月 | ○児童に関する情報交換【職員会議】 | SOSの出し方教育YPプログラムの実施 ○非行防止教室 | ○保護者との情報交換【個人面談】 |
| 8月 | | | |
| 9月 | ○児童に関する情報交換【職員会議】 | ○行事を通じた人間関係作り 【宿泊体験学習⑥】 | ○保護者との情報交換【懇談会】 |
| 10月 | ○児童に関する情報交換 【職員会議】 | ○行事を通じた人間関係作り 【校外学習①②年】【宿泊体験学習④】 YP（横浜プログラム）アンケート実施 | |
| 11月 | ○児童に関する情報交換 【職員会議】 | ○「いじめ」のアンケート調査 ○行事を通じた人間関係作り ○CAP講習会 【区児童音楽会③】【区球技大会⑤】 | |
| 12月 | ○児童に関する情報交換【職員会議】 ○配慮を要する児童の変容 【児童指導全体会議】 ○いじめ防止基本方針の見直し 【学経反省】 | ○人権週間の取り組み 【宿泊体験学習⑦】 | ○保護者との情報交換【個人面談】 |
| 1月 | ○児童に関する情報交換【職員会議】 | ○行事を通じた人間関係作り ○サイバー教室 | |
| 2月 | ○児童に関する情報交換【職員会議】 | ○行事を通じた人間関係作り 【学習発表会個】 | ○いじめ対策についての説明 【お便り】 |
| 3月 | ○児童に関する情報交換【職員会議】 | ○登校班の集い【卒業を祝う会】 | ○保護者との情報交換【懇談会】 |

